令和5年度

危機管理マニュアル

高知県立高知工業高等学校

＜　目次　＞

危機管理マニュアル　　頁

・緊急連絡先　・・・　（2）
・危機管理基本方針　・・・　（3）
・校内事故の緊急基本対応　・・・　（4）
　役割分担・留意事項　・・・　（5）
・部活動等における事故防止と対応　・・・　（6）
・大規模地震の緊急対応
　授業中　・・・　（7）
　大規模地震の安全確保　・・・　（8）
　校外活動時・登下校時の対応　・・・　（9）
・火災時の緊急対応　・・・　（10）
・険時等発生要領　（犯罪被害防止）　・・・　（11）
・不審者侵入時の緊急対応　・・・　（12）
・登下校中の事故の緊急対応　・・・　（13）
・健康被害の緊急対応　・・・　（14）（15）

緊急の学校防災本部編成組織・教職員の役割確認
・対策本部　・・・　（16）
・自然災害　・・・　（16）
・事件被害　・・・　（17）
・健康被害　・・・　（17）
教職員の動員計画　・・・　（18）
避難場所の開設運営　・・・　（19）
授業再開に向けて　・・・　（20）
報道機関対応　・・・　（21）
災害用伝言ダイアルの利用方法　・・・　（22）
救命処置　・・・　（23）

大規模地震関係
学校の立地条件・避難経路　・・・　（24）
学校で発生した場合の引き渡しについて　・・・　（25）
学校で発生した場合の引き渡し管理票　・・・　（26）（27）

指揮系統・時間外防災対応連絡順位　・・・　（28）
教職員役割一覧（ホーム担任・分掌一覧）　・・・　（29）
休日・夜間の震災時における参集体制　・・・　（30）
弾道ミサイル発射に係る当面の対応について・・・　（31）

緊急連絡先

学　校	（Tel）０８８－８３１－９１７１	高知市桟橋通 2-11-6

緊急電話

高知南警察署	１１０　番	088－834－0110
中央消防署	１１９　番	088－856－9902

病院　等

救急医療情報センター	088-825-1299	救急　近森病院	088-822-5231
救急　高知赤十字病院	088-822-1201	学校医（潮江高橋病院）	088-833-2700
学校歯科医（須藤歯科医院）	088-823-4995	高知市保健所	088-822-0577

交通手段

土佐ハイヤー（南ノ丸）	088－832-1313
土電ハイヤー（梅ノ辻）	088－833-7788

高知県教育委員会　学校安全対策課　（TEL）088－821－4533

（FAX）088－821－4546

高等学校課　（TEL）088－821－4851

（FAX）088－821－4547

危機管理基本方針

危機管理の必要性

- 学校生活全般にわたって発生する可能性を持つ事故や事件への対応策。
- 生徒の命と人権を守り、安全を確保する。そのために危機管理マニュアルを確認し、全教職員が一丸となって被害を未然に防ぐ。
- 万一の場合、被害を最小限にとどめるようにする。

危機管理の目的

- 危機に関する兆候を積極的に察知する。
- 迅速・的確に対処する事ができる体制の整備。
- 研修や訓練を通して危機管理に関する意識と資質の向上を図る。
- 危機発生時、教職員は生徒等の生命および身体の安全確保を最優先し、迅速・的確に対応し、生徒等への影響をできる限り少なくする。

未然防止

対　応

事故発生

現場対応

報　　告

対策本部

情報収集

対策検討

情報提示

対策実施

継続的対応

再発防止

日常の行動

生徒の健康状況の把握
生徒・保護者との信頼関係の構築
健康・安全指導の徹底
各種備品・施設の安全点検
講習・研修・訓練の実施

マニュアルの作成

必要な対応・手順を明示する
関係機関等の連絡先を明示する
関係機関等からの助言を得る
最悪のケースを想定する

情報・対策の窓口の一本化

重大な危機が発生した場合、指揮系統を明確にし、情報収集や対応の決定を迅速におこなうために対策本部を設置する。

想定外はない覚悟で

常に、本当にこれで大丈夫だろうかの意識で行動する。

職場で問題やトラブルが発生した場合は、決して一人で抱え込まず、相談する。

迷ったら報告する。悪い情報ほど早く報告する。

対策本部の設置

- 救援活動指示　・情報収集、整理
- 外部対応　・避難解除、教育活動の再開指示
- 再発防止対策

※　対策本部は、基本的に校長室

本部長＝校長　副本部長＝副校長・教頭・事務長

対策本部員＝主幹教諭・安全衛生管理者・生徒指導主事・教務主任・総務主任・人権主任・補導専任・その他校長の認めた者

自然災害・人災

地震・火災・大雨洪水・大雪・落雷
授業中・部活動中・試合中の事故
学校行事・校外学習中の事故
登下校中の事故
不審者　テロ　感染症　伝染病　等

生徒指導　他

不登校、いじめ、病気、薬物乱用、けんか、自殺企画、凶器携帯、窃盗万引き、携帯電話問題、服装の乱れ、差別、教職員の不祥事、セキュリティー漏れ、著作権侵害　等

＜消費者事故とは＞

供給・提供・利用する商品・製品、物品・施設・工作物、役務を消費者が使用・利用することに伴って生じた事故等

例えば　防護柵の設置等の安全対策の不備等による重大事故、遊具等の欠陥等による事故

校内事故の緊急基本対応

生徒の生命第一　・　臨機応変な対応

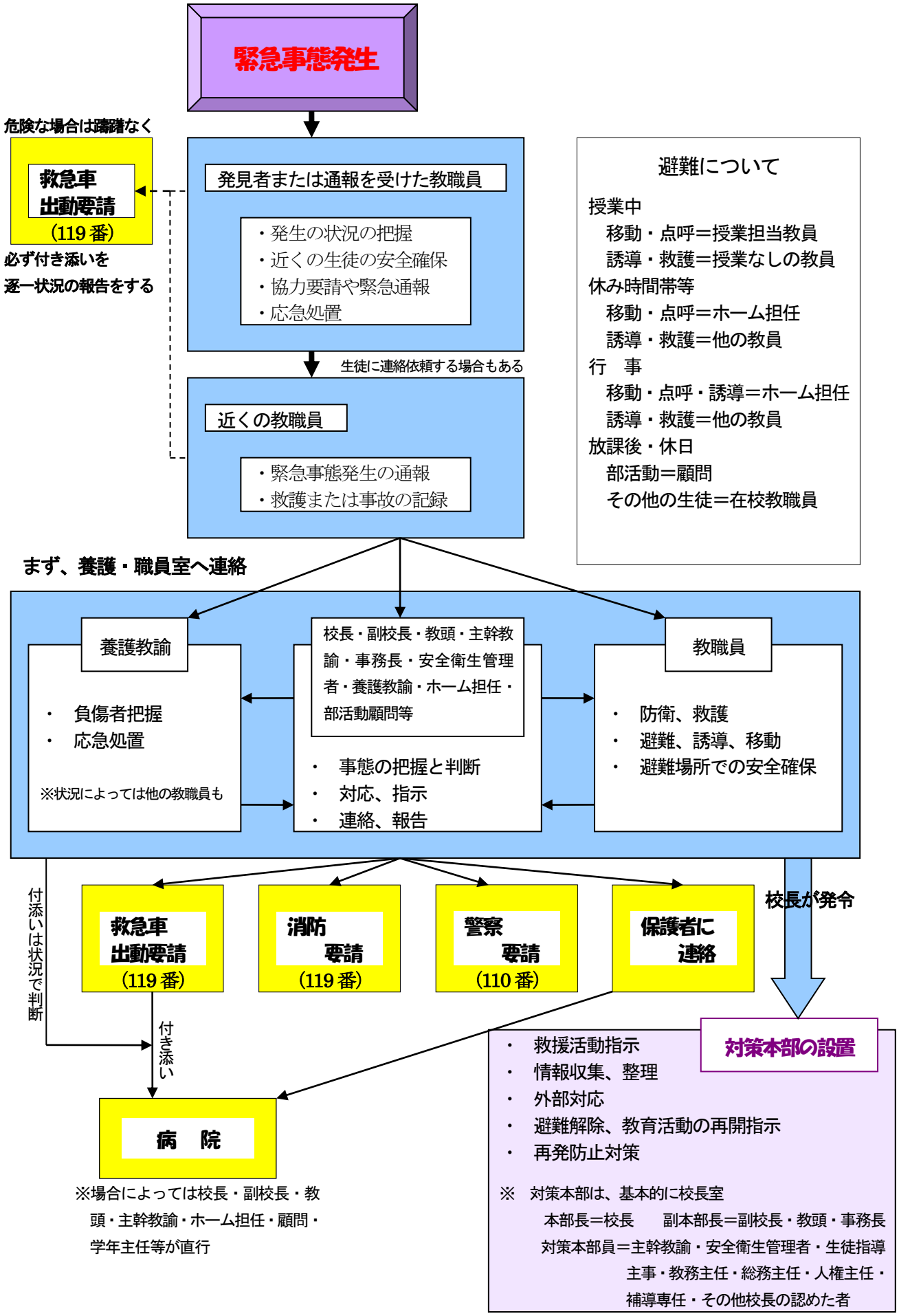

役割分担・留意事項

⑴ 発見者
　① 協力者を呼ぶ、通報する
　② 救急処置
　③ 発見してからの状況把握と報告（時刻・場所・発生状況・怪我の内容や程度・処置事項等）

⑵ 救急処置
　① 救命処置最優先（気道の確保・人工呼吸・心臓マッサージ・止血・ＡＥＤの使用等）
　② ショック予防（体位・保温・安静・『大丈夫だ』と声をかけ安心させる）

⑶ 救急車の要請（緊急の場合）・・・・・・・・・要請は原則として教頭だが、緊急の場合はその場にいる者

例：意識不明・呼吸困難・不整脈・多量出血・頭部打撲後吐き気や痙攣（けいれん）、ひどい頭痛などが起きた場合

⑷ 救急車の呼び方
　① 局番なしの１１９番
　② 『救急です』とはっきり言う
　③ 『私は高知工業高校の○○です』
　④ 事故現場の場所を伝える｛目印をわかりやすく｝
　⑤ 病気や怪我の様子を伝える
　　『誰が』『いつ』『どこで』『どういうふうにして』『どうなった』か　を伝える
　⑥ どんな処置をしたかを報告し、次に何をすればよいかを聞く
　⑦ 救急車誘導のため出迎える。〈懐中電灯〉を携行

⑸ 救急車への添乗者・・・・・・・・・事故発見者・ホーム担任・養護教諭等
　① 『生徒理解カード』（生年月日や住所等がわかるもの）
　② 重症時は２人以上が付き添う

⑹ 家庭連絡
　① 原則としてホーム担任
　② 強いショックを与えないよう配慮する
　③ 保護者に来校または来院を要請する〈来院時に保険証を持参してもらう〉

その他

⑴ 渉外は副校長・教頭を中心に窓口を一本化する
⑵ 他の生徒をパニックにさせないよう配慮する
⑶ 受診後、付き添い者は被災生徒の状況・医師の指示等について速やかに学校に報告する
⑷ 重大事故では特に正確な記録を要する（発生場所・時刻・事故内容・程度・経過等）

部活動等における事故防止と対応

事故防止

環境の要因

生徒の動きが激しく接触する状況。
器具の配置や不良による。
自然環境（天候・温度等）による。

生徒の要因

体力や健康・精神状態が低下しての活動。
ルールや約束事が守られない状況下での活動。
上級生や同級生の過度の指示。

指導者の要因

健康・精神状態を把握しないままでの活動。
経験や技能の程度に適さない練習。

- 生徒の健康観察と健康診断結果の把握
- 環境を見極めた無理のない活動計画
- 運動の特性をふまえた器具の配置と点検
- 生徒の技能・体力に応じた適切な指導

職員会議や出張などで、やむをえず指導者が活動の場に参加できない場合や途中で活動の場を離れる場合は、他の部の指導者に監督を依頼したり、部員だけでも安全に自主的に活動できる練習内容を明確に指示したりする。また。練習を中止するなど適切な処置をとる。

緊急時の対応

応急処置・安全確保

顧問は、負傷の程度を確認し、他の教職員の救援を部員に指示し、必要・可能なら移動させ、応急処置を施す。危険度によっては、顧問の判断で救急車を要請する。

救護にきた他の教職員が救急車の出動を要請する。複数の教職員がきたときは、救急車の出動要請・周囲にいた部員からの状況の聞き取り・救護など任務の割り振りをおこない迅速に対応する。状況は校長に報告し、救急車には付添で同乗する。

現場に残った教職員は、生徒の不安を除き、練習を中止するなど適切な指示をおこない、現場保存をおこなう。

危機管理体制の確立（対策本部）

校長は対策本部の設置を決定し、関係教職員（対策本部員等）を招集し対応を指示する。

※　記録者を決め、事故発生時の状況・発生直後の対応など、事故の経緯について簡潔かつ詳細に記録する。

※　情報の混乱を避け、対策本部が機能するまで、関係機関との連絡・対応は校長（副校長）が当たり、窓口を一本化する。

保護者への対応等

保護者に、生徒の容態や事故の状況、搬送先、学校の対応について対策本部で連絡・説明する。（一人での対応は避ける）

校長（副校長）、ホーム担任、顧問等は負傷した生徒を見舞い、交代で病院に待機するなど誠意ある対応をおこなう。教頭は対策本部に残り情報の収集にあたる。

校長（副校長）は教育委員会に第一報を入れ、その後、適宜状況を報告し助言を受ける。

※　状況によって対応が変化するので留意すること。
顧問が不在、顧問が複数か一人か、平日か休日か、校外か校内か、顧問も負傷している場合　等。
本校で試合（活動）をする場合は、他校の生徒の危機管理も必要。

大規模地震の緊急対応（授業中）

休憩中は放送で指示、正副ホーム担任が急行

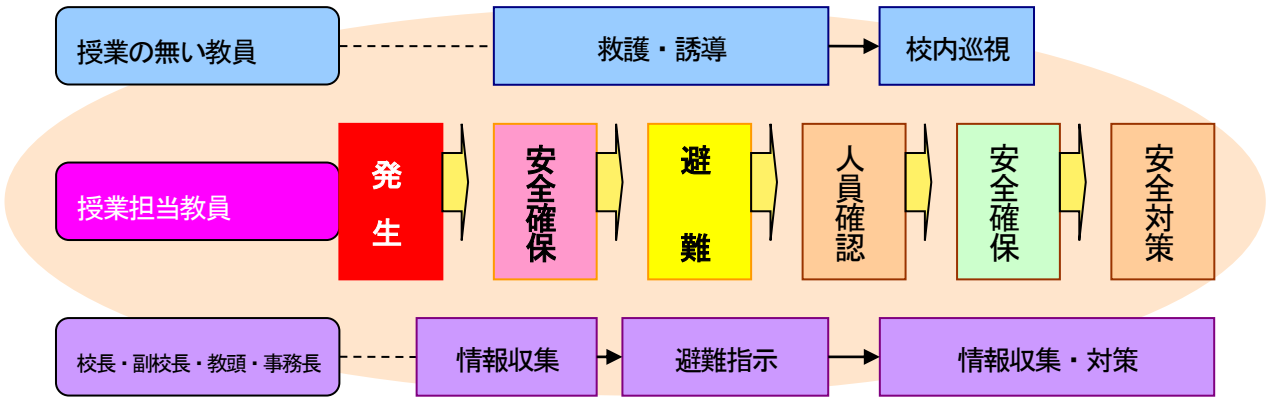

登校前に起こった場合は
保護者の判断で登校を中止しても良い
（ホーム担任への連絡は必要）

	発　生	安全確保（揺れが終息）	避　難
授業担当教員	生徒に窓やロッカー等から離れ、机の下にもぐるように指示。 安全確保および身を隠す所がない場合、落下物から身を守るよう本やカバンで頭部を保護し、低い姿勢を取るように指示。 火気を使用中の場合は、直ちに消火し、ガスの元栓を閉め、電気器具のコンセントを抜く。 出入り口を開放し避難口の確保。	生徒の動揺を抑え負傷者の有無や負傷の程度、避難時の安全を確認する。 「　落ち着きましょう 怪我をした人はいませんか 次の指示まで安全を確保し待って下さい　」 生徒の不安を増大させないように、原則としてその場を離れない。	指示に従い、生徒の避難を開始する。避難指示、「押さない、走らない、しゃべらない」など、落ち着いて行動するように指導する。 教職員は、名簿等により人員確認および負傷者の状況確認をすみやかにおこない、管理職に報告する。
授業の無い教員		分担して各教室に急行し、授業担当教員から生徒等の状況を聞き取る。 避難経路や避難場所の安全、校舎の被害状況等を確認して管理職に報告する。 負傷者がある場合は、養護教諭とともに連携して応急処置にあたる。	避難経路、避難場所において誘導と安全確保に努める。 校内放送が使用できない場合、確実な伝達方法により、各教室等に避難指示を伝える。 逃げ遅れがないか確認する。
校長・副校長・教頭・主幹教諭・事務長		状況を正確に把握し、負傷者の救護や避難の方法を決める。 TV やラジオ等で地域における被害状況を把握する。 学校の被害状況をふまえ管理職の判断により対策本部を設置する。	揺れがおさまり避難経路・避難場所の安全が確認できた後、教職員や生徒に校内放送等確実な伝達方法により避難の指示をおこなう。
安全確保	ホーム担任は、できるだけ生徒のそばを離れず、動揺を抑え、安全を確保しながら指示を待つ。負傷者がいるときは、指示に従って、元気な生徒も仲間の応急手当に加わる。 管理職は、生徒・教職員の負傷の程度に応じて救急車を要請し、教職員による救護班を組織し対応を指示する。 教育委員会等関係機関に学校の状況を報告し、必要があれば支援要請をおこなう。 生徒や教職員が負傷した場合は、保護者や家庭に連絡する（連絡不能の事態もある） 施設設備の点検をおこない、安全を確認し、必要に応じて立ち入り禁止措置と事後の対応をおこなう。 被災状況等を関係機関や地域の情報から正確に把握する。 通学路の安全確認や交通機関の運行状況を確認する。 生徒を下校させる場合は、保護者との連絡が取れるまで学校に待機させる。場合によっては校内に宿泊させることもある。		

大規模地震の安全確保

安全確保の基本

安全確保	授業中の対応	休み時間、放課後等の対応
	・近くの窓、壁と反対側に頭を向けて、机の下に潜らせ、机の脚をしっかりもたせる。 ・教職員は冷静に的確な指示を与える。 ・安心させるような声かけを続ける。 ・火を消す。ガスの元栓を閉める。 ・電気器具のコンセントを抜く。ブレーカーを落とす。	・教職員がその場にいなくても、生徒自らが安全な行動がとれるよう、日頃から指導しておく。 ・近くにいる生徒に指示や声かけをして不安や恐怖心を和らげるようにする。

場所別の初期行動

場　所	具　体　的　な　行　動
教　室	近くの窓、壁と反対側に頭を向けて、机の下に潜らせ、机の脚をしっかりもつ。
特別室	危険物から離れる。 （機械、実験器具、調理用具棚、工具棚、実習器具、工具、テレビ等）
体育館	体育器具や窓ガラスから離れ、中央部に集まる。 頭部を保護し、姿勢を低くする。
プール	プールの縁に移動し、プールの縁をつかむ。
階段や廊下	窓ガラス、蛍光灯の落下をさけ、中央部で姿勢を低くする。 近くの教室の机の下に潜る。
トイレ	ドアを開け、頭部を保護して動かずにいる。
運動場 校舎外	校舎等からのガラスの飛散や外壁の崩壊、フェンスや体育器具等崩壊の危険性のあるものから離れる。姿勢を低くする。

校外活動時・登下校時の対応

地震発生

生徒の対応

安全確保
頭部を保護し身を低くする。車道に出ない。建物・ブロック塀・窓ガラスから離れる。

近くの避難場所へ移動
揺れがおさまったら、
①校外活動時：最寄りの避難所へ避難（事前に情報を集めておく）。
②登下校時：学校、最寄りの避難場所又は自宅に避難。
場所によっては情報を集めながら避難する。避難が困難な場合は、教職員や保護者・地域の人が来るまで待機する。

自宅（保護者） **学校**
落ち着いたら、保護者や学校（ホーム担任）に連絡する。
大津波警報発令中は、安全な避難場所から移動しない。

教職員の対応

安否確認
校外活動時の引率生徒又は登下校時の校内残留生徒の安否確認。
通学路・避難場所における生徒の安否確認

引率教員（校外活動時）、ホーム担任（登下校時）はクラスの生徒の安否を教頭に報告

自宅確認（ホーム担任）
校内巡視（学年主任・教務部）
通学路巡視（生徒部・副担任）
→ **生徒の保護**
家庭への確実な引き渡し
生徒の所在確認
→ **避難後の対応決定**

予想される状況	○ 強い揺れのため、立っていることも歩くこともできない。 ○ 建物・電柱等の倒壊が起こり、電線が垂れ下がる状態になる。 ○ 瓦・外壁・看板等が落下したり、破損ガラスが飛散する。 ○ ブロック塀・石垣・自動販売機等が倒壊する。 ○ 液状化した場所では、泥水や砂の噴出、建造物の傾斜・道路の陥没が起こる。 ○ 傾斜地では、山崩れ・崖崩れが発生する。 ○ 海岸部では、大津波が押し寄せる。 ○ 道路が地割れを起こしたり、都市ガスやプロパンガスが漏れだす。 生徒は、どうしてよいか迷ったり、デマ等に惑わされて、危険な行動に走るおそれが予想される。
生徒の対応	○ 揺れているときは頭を保護し身を低くする。 ○ 動くことが可能であれば、安全な場所に逃げる。 ○ 事前に家族と避難する場所を決めておく。 ○ 揺れがおさまったら、状況に応じて、自宅、学校、最寄りの避難場所の近い方に向かう（迷ったら学校）。校外学習時は引率教員の指示に従う。 ○ 学校（ホーム担任）と連絡をとり、状況を報告する。 ○ ブロック塀から離れる。海岸・川岸・崖下・橋の上から速やかに離れる。火事の起こったところから離れる。
教職員の対応	○ できるだけ速やかに生徒等の安否を確認する。必要に応じて家庭と連絡を取る。 ・緊急時の連絡先と震災時の緊急連絡先を決めておく。 ・原則として登下校中に地震が起こった場合は、自宅、学校、最寄りの避難場所に向かうよう指導しておく。 ・施設及び交通機関の利用者は、関係機関職員の指示に従うように指導しておく。 ・災害用伝言ダイヤルの利用方法を指導しておく。

火災時の緊急対応

生徒の生命第一　・　臨機応変な対応

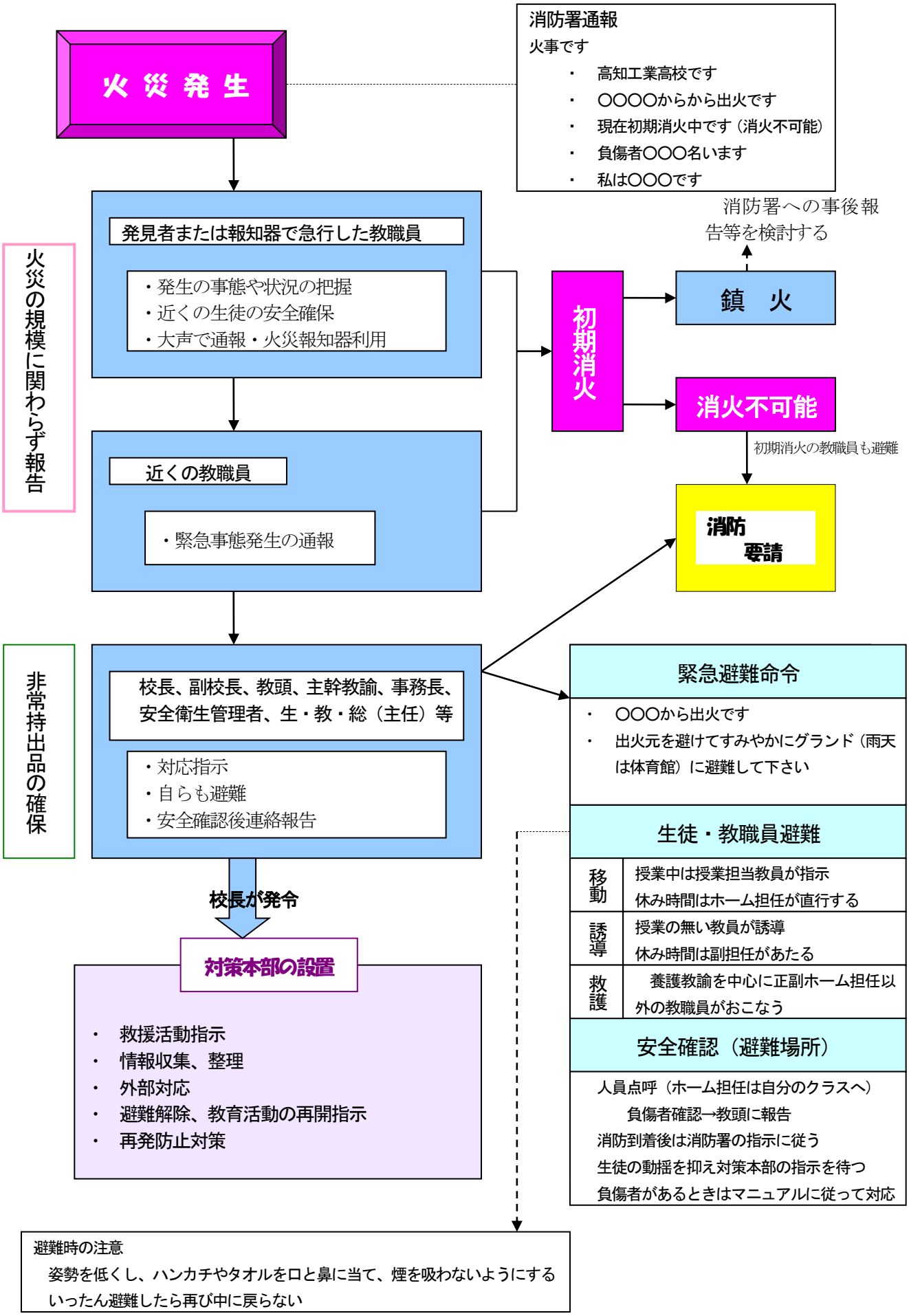

険時等発生要領（犯罪被害防止）

日常管理

（1）校門及び校舎入口の管理

①　校門管理

正門	その他の門
6:00 頃　解錠、門を開ける。 22:15 頃　施錠、門を閉める。 ・事務室への案内表示 ・「ご用のない方の校内への立入はご遠慮ください」を表示	北　門　6:10 頃　解錠、門を開ける。18:30 頃　施錠、門を閉める。 南　門　6:10 頃　解錠、門を開ける。18:30 頃　施錠、門を閉める。 新南門　必要に応じて解錠・開門、施錠・閉門する。 西　門　通常は閉門し、緊急時または必要に応じて解錠・開門、施錠・閉門する。

②　校門から校舎入口の管理

校門入り口付近	駐車場	その他
・事務室への案内表示 ・「来校される皆様へ　本校にお越しの際には玄関を入り、1 階の事務室で受付をお願いします。」	・来校者用駐車場などの表示 ・日没後の電灯点燈	・立入禁止場所へのコーンの設置

③　校舎入口の管理

正面玄関
・事務室への案内表示 ・「事務室へはこちらの入口からお入りください。」

（2）来校者の管理

・来校者の予定がある場合は、職員朝礼等で周知する。
・一般来校者は事務室で受付のうえ、来校者用カードを渡す。
・来校者とすれ違う場合などは挨拶など積極的な声かけを行う。

（3）校内の巡視

・始業前、授業中、放課後等、管理職等が適宜、巡回を行う。

不審者進入時の緊急対応

生徒の生命第一　・　臨機応変な対応

場所：①校門　②校門～校舎　③校舎入口～校舎内

正門に「ご用のない方の校内立ち入りはご遠慮ください」の看板を置き、関係者以外の立ち入りを制限する。

教職員：見知らぬ人には声かけを！①②③

挨拶など声をかけて用件を尋ねる。
　用件が答えられるか、正当なものか。
　職員に用事があるときに氏名や所属が答えられるか。
不審なもの（凶器など）を持っていないか。
不自然な行動や暴力的な態度はみられないか。

不審者発見

判断：不審者かどうか

来校の理由有り → **受付後　校舎内へ**

理由なし → **退去依頼**

生徒が発見した場合①
近づかない
校舎内へ避難
教職員へ連絡

生徒が発見した場合②③
近づかない
安全な教室等への避難
教職員へ連絡

複数で避難対応・説得

退去した → **再　侵　入**

退去しない → **危害を加えそうか？**

加えない → **再び退去依頼**

加えそう → **通報・隔離**

※危害を加えそうな状況を予測・確認したら
・生徒に避難指示（校内放送も効果的）
・避難後の安全確保にむけて
　①校門前なら校門の閉扉、①②校舎の入口を閉扉
　③避難先の教室等の入口施錠させる
・職員室等へ緊急連絡、すぐに警察へ通報
・暴力行為阻止・説得

安全確保

・　防衛　→　暴力行為阻止
・　生徒把握　→　避難誘導
・　教員の連携

退去を求める場合
　言葉や相手の態度に注意しながら、丁寧に退去するように説得する。
　身を守るために相手から1.5m位は離れておく。
　一旦退去しても、再び進入する可能性もあるので、校外に退去したことを確認し、しばらくその場に残って様子を見る。

不審者の隔離
　凶器を持っていないことを確認した場合は、別室に案内し、隔離する。

１１０番通報
　退去の説得に応じない。
　暴力的な言動をする。

　落ち着いて不審者の様子や位置、被害の有無について正しくはっきりとわかる範囲で知らせる。

③もしもの時は　落ち着いて		不審者と生徒の中に入り、生徒を出口に近づける工夫 不審者が複数の時は出口を背にする 防御は、机・いす・カーテン・ほうき など
	教員 一人	生徒の安全確保を最優先 不審者と生徒の間に入り、生徒に離れないように指示する 状況により生徒に逃げるように指示する。
	教員 複数	不審者と生徒の間に入り、複数で生徒を安全な場所に移す 状況により一人が他の教職員に知らせる

登下校中の事故の緊急対応

登下校も学校の教育活動の範囲

交通事故発生

↓

救助の要請

事故発生の連絡を受けた教職員は、直ちに怪我の状況等を把握し救急車の要請の有無を確認する。
警察についても事故通報がおこなわれているか確認する。

↓

情報収集

管理職は、複数の教職員に携帯電話等を持って現場の情報収集に向かうよう指示。
必要に応じて、対策本部を設置する。

↓

応急処置

救急車が到着していない

現場に到着した教職員は手分けをして応急処置や現場にいる他の生徒の安全確保をおこなう。
負傷者が多数で混乱している場合は、付近の住民に応援を要請する。

救急車が到着していた

教職員は救急車に同乗する。
救急車がすでに出た後であれば、消防署に連絡を取り搬送先の医療機関を確認する。

↓

状況把握
学校報告

被害にあった生徒の氏名・負傷状況・搬送先の医療機関等状況を把握し、付添者、連絡者を決めて学校に報告。
現場に残った教職員は、警察による現場検証に立ち会い、事故の状況把握に努める。

↓

保護者へ連絡

学校で待機している教職員は、現場の報告に基づいて、保護者に連絡し、事故の発生、負傷状況、搬送された医療機関名を正確に伝える。

↓

事後の処置・対応

管理職は、事故の概要について、関係機関に報告する。
管理職とホーム担任はすみやかに被害にあった生徒を見舞い、事故の状況を説明する。
事故を目撃した生徒には、動揺を緩和するためのカウンセリング等心のケアをおこなう
全校集会を開き、事故の概要を説明し、生命の大切さをとくとともに、交通安全について再度指導を徹底する。

日頃の交通安全教育の推進と通学路の状況把握に努める

健康被害の緊急対応

早期発見・日頃の情報収集

予防

感染症

生徒の健康管理　・・・・・　日常的な健康観察の継続

教職員は、日頃から生徒の健康に気をつけ、病状が激しい場合や症状が長期化している場合には養護教諭に相談する。

教職員の健康管理　・・・・・　毎年の定期健康診断の受診

教職員自身が発症すると、生徒に集団感染させる可能性が高いことを自覚し、有症時には早期に受診する。

食中毒

手洗い・調理道具の洗浄の徹底

学校行事や野外活動での調理等の活動において、調理、配膳、配送を的確におこなわせる。

教職員は、日頃から生徒の健康に気をつけ、病状が激しい場合や症状が長期化している場合には養護教諭に相談する。

患者発生

保護者へ連絡

症状のある生徒については、保護者に連絡し、すみやかに医療機関で受診してもらう。

診断結果を学校に連絡することを保護者に依頼する。

関係機関へ連絡

管理職は、学校医と協議し関係機関に一報を入れる。

保　健　所

教育委員会

情報収集

欠席者および有症生徒の健康状況把握。

クラス全体の聞き取り調査による生徒の健康状態把握。　（下痢、腹痛、血便、発熱、嘔吐、発疹、咳、家族の状況等）。

欠席者の理由とその推移の確認。

類似する症状、共通する内容がある場合は、管理職は最悪のケースを予測して即応体制にはいる。

必要に応じて、対策本部設置。

情報の報告

指示・アドバイス

事後対応

生徒への対応

入院や欠席している生徒を、ホーム担任等が病院や家庭を訪問し、見舞いをするとともに容態の確認。

二次感染予防

疾病の正しい知識、手洗い・うがいの励行、衛生習慣の徹底等の健康管理に関する指導。

保護者への対応

必要に応じ、学校保健委員会・ＰＴＡ役員会・保護者説明会等を設け、事実を説明し、生徒の健康調査や臨時の健康診断について協力を依頼する。

発生後の対応

生徒に対して、発生の状況を知らせるとともに、疾病の正しい知識、手洗い・うがいの励行、衛生習慣の徹底等の健康管理に関する指導

重傷であった生徒には登校後も健康状況に留意する。

必要に応じ、カウンセリングなどの支援をおこなう。

発生原因について関係機関と連携して原因を究明し、除去や再発防止に努める。

感染症等の発生時における時間外（土日祝日等）の緊急連絡の体制について

① 各福祉保健所に電話をかけると、留守番電話で高知県庁代表番号（088-823-1111）を案内します。

② 高知県庁に電話をかけると、守衛が緊急連絡網の電話番号を持っており、主管課の課長へ連絡します。

③ 課長から担当チーフ、管轄の福祉保健所等へ連絡し、対応します。

時間外の流れ　（高知県庁　代表電話番号　088-823-1111）

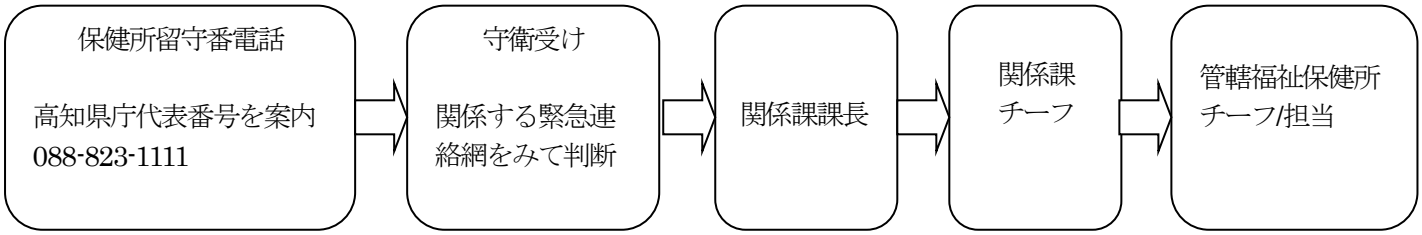

保健所等連絡先

名称	住所	電話	ＦＡＸ
安芸保健所	安芸市矢ノ丸１－４－36	0887-34-3175	0887-34-3170
中央東保健所	香美市土佐山田町山田 1128－１	0887-53-3171	0887-52-4561
中央西保健所	高岡郡佐川町甲 1243－４	0889-22-1240	0889-22-9031
須崎保健所	須崎市東古市町６－26	0889-42-1875	0889-42-8924
幡多保健所	四万十市中村山手通 19	0880-35-5979	0880-35-5980

家畜保健衛生所等

名称	住所	電話	ＦＡＸ
中央家畜保健衛生所	土佐市高岡町乙 3229	088-852-7730	088-852-7733
（田野支所）	安芸郡田野町 903－８	0887-38-2543	0887-38-4152
（香長支所）	香美市土佐山田町加茂 777	0887-52-3069	0887-53-1359
（嶺北支所）	土佐郡土佐町田井 1370－７	0887-82-0054	0887-82-0094
西部家畜保健衛生所	四万十市具同 5208	0880-37-2148	0880-37-5326
（高南支所）	高岡郡四万十市榊山町２－12	0880-22-1124	0880-22-4440
（檮原支所）	高岡郡檮原町檮原 1629	0889-65-0392	0889-65-1241
畜産振興課	高知市丸ノ内一丁目７番 52 号	088-821-4551	088-821-4578
鳥獣対策課	高知市丸ノ内一丁目２番 20 号	088-823-9039	088-823-9526

＊　家畜保健衛生所…家きんや愛玩鳥の異常
＊　鳥獣対策課…死亡野鳥

緊急の学校防災本部編成組織・教職員の役割確認

対策本部

本 部 長:校長
副本部長:副校長・教頭・事務長
対策本部員:
主幹教諭
安全衛生管理者
生徒指導主事・教務主任
総務主任・補導専任・
人権主任・その他校長の
認めた者

全校避難指示を行う。
避難の実施方法及び負傷者の救護について決定する。
情報収集。
テレビやラジオ等で地域全体の被害状況を把握する。
教育委員会及び外部との対応・マスコミ等対応(本部長)
教職員の役割分担の決定。
保護者への対応。
記録と整理及び報告
今後の対応方針の決定　　等

自 然 災 害

生徒対応班
授業担当教員
ホーム担任

その場を離れない。
生徒の安全確保及び的確な指示(避難誘導)
生徒の負傷確認、負傷の程度、避難時の安全性の確認
被害状況の状況把握
生徒の不安払拭
二次災害防止活動　　等

避難誘導班
授業外教職員

避難経路、避難場所の安全性、校舎の被害状況把握
避難経路確保と誘導
要救助者の確認及び負傷者の応急手当
二次災害防止活動　　等

安否確認班
学年主任

各教室、体育館、トイレ等残留生徒の確認
教職員、生徒の被害の把握　　等

救護班
生徒指導部・副担任

負傷者の状況確認
負傷者の救出　　等

救急医療班
養護教諭・人権教育部

負傷者への応急手当(障害の程度を本部に連絡)
救急車の同乗(副担任)　　等

保護者対応班
副本部長・ホーム担任

生徒の校舎外避難後の対応
(発生時の保護者との連絡方法、連絡が取れなかった場合の下校方法等、発生時の連絡方法の確認)　　等

事 件 被 害

不審者対応班 生徒指導部	複数で現場に向かい即時対応すること。 生徒の安全確保 行為の静止（可能な場合）　等
生徒対応班 授業教職員	その場を離れない 不審者への対応 生徒の安全確保 職員室（他の教職員）への通報 避難指示 生徒の不安払拭　等
避難誘導班 授業外教職員	安全な経路等により生徒の避難誘導 的確な指示 被害の拡大防止　等
安否確認班 ホーム担任・学年主任	校舎内の残留生徒の確認 要救護者の確認 教職員、生徒の被害の把握　等
救急医療班 養護教諭・人権教育部	負傷者への応急手当（障害の程度を本部に連絡） 救急車の同乗（副担任）　等
保護者対応班 副本部長・ホーム担任	生徒の校舎外避難後の対応 （発生時の保護者との連絡方法、連絡が取れなかった場合の下校方法等、発生時の連絡方法の確認）　等

健 康 被 害

救急医療班 養護教諭・人権教育部	健康観察結果及び生徒の健康観察 保健室来室状況とその理由の把握 欠席状況とその推移の把握 医療機関と連携し患者の応急手当 本部と連携し医療機関との連絡及び情報収集 等
環境衛生班 養護教諭・学校薬剤師 ・衛生委員会	臨時の環境衛生検査の実施と協力 （飲料水、トイレ、手洗い場、給水施設等）　等
保護者対応班 副本部長 ・ホーム正・副担任	症状のある生徒への対応（ホーム担任） 症状のない生徒への対応（ホーム副担任） PTA役員会、保護者説明会の開催　等

教職員の動員計画

時　期	災　害　発　生　時			
業務形態	学 校 防 災 本 部 設 置			
服務形態	勤務時間内	勤務時間外	出張等	備考
本部長 副本部長 情報班長	即座に配置につき、学校防災本部を設置。 （初期対応の緊急発令）	直ちに出勤し配備につく。 学校防災本部を設置。 （初期対応の緊急発令）	直ちに帰校し配備につく。	情報収集及び事態把握に努める。 職員の安否情報については、安否確認システムも活用する。
近距離通勤者		自宅及び家族の安全を確認後出勤し、配備につく。	直ちに帰校し配備につく。 帰校できない場合は本部長（副本部長）に連絡し待機する。	
遠距離通勤者		自宅及び家族の安全を確認後出勤し、配備につく。 出勤が不可能な場合は本部長（副本部長）に連絡。		

教職員の緊急の連絡「171利用」について
教職員の伝言用　：　088-831-9173　088-831-9178
生徒・保護者用　：　088-831-9171　088-831-9172（学校の伝言、生徒の伝言用）

災害時の避難所の開設運営

学校の果たす最も重要な役割

生徒の安全確保　と　災害の規模や被害の状況、
地域の実情等により緊急の避難所

避難場所運営業務について

災害の程度	災害救助法が適用され、県市町村防災担当部局で迅速な対応ができない場合
業務内容	避難所運営業務としては、特に開設初期の業務として、次のような業務がある。 ① 避難者数の確認　② 避難者名簿の作成 ③ 避難状況の報告　④ 食料・飲料水の供給 ⑤ 毛布等軽寝具の貸与　等
従事期間等	学校の早期再開を念頭に入れ、災害救助法で定められている避難所の開設期間である7日以内を原則とする。 なお、避難所運営業務については、自主防災組織による自主運営やボランティアの受け入れ等により教職員に過度の業務を課さないものとする。

避難所としての学校の対応

災害の発生

学校防災本部設置

- 本部は校長室に設置
- 避難所支援班の構成人数と役割分担の決定
- 自主防災組織や防災担当部署職員との協力体制確立
- 学校医、地域の医師会と連携
- ボランティアの受け入れ準備

施設等開放区域の明示

事務・教務部・生徒部

- 開放区域の明示（体育館、食堂等）
- 高齢者や障害者などへの優先的配慮
- 立入禁止区域の明示
- 緊急車両等の発着スペースの確保

避難者誘導

進路部・進学部

- 避難所使用のマナーと一般的注意の徹底
- 担当者による誘導
- 自家用車の乗り入れは原則禁止

救援物資の調達配給

企画情報部

- 配給時におけるトラブルの回避
- 食事、救援物資の配給経路の把握
- 食料、医療物資等の要請
- 高齢者、障害者等や非常持出品のない家庭優先

衛生環境の整備

養護・人権教育部

- 仮設トイレの設置
- ゴミの収集場所の管理
- 食中毒や伝染病等衛生面への配慮

仮設テントの設置

生徒部・企画情報部

- 緊急車両の進入の妨げとならない場所

避難所運営組織づくりの支援

総務部・教務部

- 学校防災本部長、副部長との連携。
- 避難生活の基本的ルールについての助言。

ボランティアの受け入れ

進路部・進学部

- 専門のボランティアにコーディネートを依頼。
- 活動拠点の設置。
- 災害ボランティアセンターとの連携。

炊き出しへの協力

生徒部・企画情報部

- 使用可能な調理室（食堂）の提供。献立、衛生管理等についての助言。

避難者の名簿づくり

教務部・総務部

- 原則として入所時に記入（氏名・性別・年令・住所・携帯番号等）。名簿の作成と更新。

情報連絡活動

事務部

- 避難者用緊急電話の設置依頼。
- メディアを利用した情報収集。

自主防災組織への移行

- 避難所運営が避難住民の自治組織に移行した後は、教職員は側面から支援を行う。

避難住民間でのトラブル

トラブルが発生した場合、避難住民の自治組織に連絡しその解決を求める。震災直後はとりあえず助かったことへの安堵感が強いが、状況が明らかになるにつれて、怒り、不安感、焦燥感、プライバシーの制限によるストレス等が蓄積し、トラブルが発生しやすくなる。そのために、避難住民が語り合える場を設けたり、健康体操（レクレーション）を実施するなど、気分転換を図ることも重要です。

授業再開に向けて

地震発生

↓

教職員の参集

- 教職員の動員計画に基づき、教職員は家族の安全を確保した後に直ちに学校に集合
- 学校防災本部の設置
- 状況に応じて臨時休校等の措置・教育委員会や保護者に連絡

↓

災害状況

- 目視点検を基本とした校舎等の被害状況の確認
- 電気・水道・ガス・電話の被害状況の確認
- 教職員・その家族の安否確認
- 教職員の住居の被災状況の確認
- 生徒・保護者の安否確認
- 生徒の住居の被災状況の確認
- 避難所の状況確認
- 地域の被害状況の確認

↓

授業再開に向け 前後策の検討・ 教育委員会との協議

- 校舎等の被害に対する応急措置
- 校舎等の安全点検・危険度の判定調査
- ライフライン・仮設トイレの確保
- 生徒の心理面への影響確認
- 教室の確保（他施設の借用・仮設教室の設置）
- 通学路の安全点検
- 避難移住した生徒の修学手続きに関する臨時措置
- 生徒の動向把握（避難先等の把握）
- 学用品・救援物資等の受け入れ
- 避難所の運営

↓

臨時登校・ 家庭訪問・ 被害状況調査

- 心理面の安定確保
- 生徒の確認と学級編成
- 避難移動した生徒の把握
- 生徒のより具体的な被害状況確認（教科書・学用品等）
- 通学の安全指導
- 避難移動した生徒の移動先訪問・実状の把握

↓

教育委員会との協議

- 校舎施設・設備の復旧、仮設教室の建設
- 授業形態の工夫
- 教職員の配置（ホーム担任・臨時時間割編成等）
- 教科書等の確保
- 教職員が不足した場合の対応
- 授業再開の協議・再開時の保護者への連絡
- 被災生徒への学力補充と心のケア対策

↓

授業再開

報道機関対応

取材があった際は、誠意をもって対応し可能な限り取材に協力するよう心がける。
場合によっては、報道機関の取材前に積極的に報道発表していく姿勢も大切です。

1 対応の基本姿勢

（1）積極的な情報の公開

個人情報や人権等に最大限配慮しながら、正確な情報と事実を積極的に公開する。また、事実を隠蔽しているのではないか等の誤解を生じさせないよう、決して拒否的な態度はとらない。

ただし、公開できない情報や教育的配慮により取材に応じられないときは、その必要性を十分説明し、理解を求める。

※ 一方的に「取材に応じられない」といった対応は決してしないこと。

（2）誠意ある対応

報道機関を通じ、学校の対応や今後の方針等も広く保護者や地域に伝えられるため、学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう、取材には誠意をもって対応する。

（3）公平な対応

報道機関に情報を提供する場合は、どの報道機関に対しても情報や対応に差異が生じないよう公平に行う。

2 対応のポイント

（1）窓口の一本化

説明は、責任者（管理職等）が窓口となり対応する。責任者が不在のときは、その旨を説明し、でき得る限り責任者から連絡するようにする。また、報道対応にあたる教職員間で意思の疎通を図り、情報を共有する。

（2）報道機関への要請

取材が一度に殺到し、現場の混乱が予想される場合は、児童生徒等の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持するため、適切な取材方法等を要請する。

- ○ 校地内への立入り可能場所について
- ○ 生徒等に対する取材の可否について
- ○ 取材場所及び時間について
- ○ 記者会見の予定について

（3）取材者の確認

報道機関から取材があった際は、社名・氏名・電話番号・取材内容等を必ず記録する。

（4）取材意図の確認及び準備

あらかじめ取材意図等を確認し、予想質問に対する回答を作成等する等、的確な回答ができるよう準備する。準備にあたっては、事実関係が正確に把握できているか、推測の部分はないか、人権やプライバシー等の配慮はできているか等の事項に留意するとともに、警察等の関係機関と事前に協議をおこなう。

（5）明確な回答

把握していないことや不明なことは、その旨を明確に伝え、誤解につながる返答はしない。また、決まっていないこと、答えられないことは曖昧に返答せず、その理由を説明し、対応できる時期を示す。万が一間違って説明したことが判明したときは、直ちに取材者に訂正を申し出る。

（6）教育委員会との連携

事前に教育委員会と緊密に連携を図るとともに、記者会見を開く際の留意事項等についての助言等、支援を要請する。

（7）記者会見

取材が殺到する場合は、教育委員会と連携を図り、学校運営が混乱しないよう時期や場所等を決め、記者会見を行う。また、取材が長期化する場合は、記者会見を定例化することも考える。

災害用伝言ダイヤルの利用方法

大災害発生時には、安否確認・問合せ等の電話が爆発的に増加し、電話回線が混雑することで学校と保護者の連絡が困難になることが予想されます。そこで、保護者への対応として、NTTが設置する「171（災害用伝言ダイヤル）」を利用することで、安否情報等の伝達の向上を図ることができます。
このシステムは、被災地内の電話番号をメールボックスとして、安否等の情報を音声により伝達するものです。

1．利用のお知らせ

震度6弱以上の地震発生時等にテレビやラジオ等でNTTが「171」を設置したことや利用方法・伝達登録エリア（都道府県単位）等が知らされます。

2．利用方法

固定電話や携帯電話等のあらゆる電話から接続・利用が可能となります。

伝言の録音時間　（1伝言あたり30秒以内）

伝言の保存期間　（録音時から48時間）

伝言の蓄積数　（1番号あたり1～10件）

学校の情報

（1）伝言の録音（学校）

- 「1」・「7」・「1」にダイヤルする。
- ガイダンスが流れる。
- 「1」をダイヤルする。
- ガイダンスが流れる。
- 学校の電話番号088－831－9171をダイヤルし、伝言を30秒以内で録音する。

（2）伝言の再生（生徒・保護者）

- 「1」・「7」・「1」にダイヤルする。
- ガイダンスが流れる。
- 「2」をダイヤルする。
- ガイダンスが流れる。
- 学校の電話番号088－831－9173をダイヤルし、伝言を再生する。（新しいメッセージから再生される。）

生徒・保護者の情報

（1）伝言の録音（生徒・保護者）

- 「1」・「7」・「1」にダイヤルする。
- ガイダンスが流れる。
- 「1」をダイヤルする。
- ガイダンスが流れる。
- 自宅の電話番号を市街局番からダイヤルし、伝言を30秒以内で録音する。

（2）伝言の再生（学校）

- 「1」・「7」・「1」にダイヤルする。
- ガイダンスが流れる。
- 「2」をダイヤルする。
- ガイダンスが流れる。
- 生徒（自宅）の電話番号を市街局番からダイヤルし、伝言を再生する。（新しいメッセージから再生される。）

携帯電話使用で171が利用できにくい場合

インターネット「（緊急）災害用伝言板」を利用してください。

auは「（緊急）災害用伝言板au」　Softbankは「（緊急）災害伝言板softbank」など

救命処置（心肺蘇生法と AED の使用）

救命処置の流れ

以下の手順を確認するとともに、心肺蘇生法及び AED 講習会には必ず参加しましょう。　**AED 設置場所：正面玄関・体育教官室**

観察

処置

1 反応なし

2 大声で叫び応援を呼ぶ

119 番通報・AED 依頼

3 呼吸をみる

普段通りの呼吸あり → 気道確保
応援・救急隊を待つ
回復体位を考慮する

呼吸なし

※死戦期呼吸（しせんき）は心停止として扱う

4 胸骨圧迫

- 強く（成人は少なくとも 5cm・小児は胸の厚さの役 1/3）
- 早く（すくなくとも 100 回/分）
- 絶え間なく（中断を最小にする）
- 圧迫解除は胸がしっかり戻るまで

5 人工呼吸

- 人工呼吸ができないか、ためらわれる場合は胸骨圧迫のみ続ける

6 心肺蘇生（胸骨圧迫 30 回+人工呼吸 2 回）を繰り返す

7 AED 装着

- 電源を入れる
- 電源パットを装着する

8 心電図の解析
電気ショックは必要か？

11 繰り返し

必要あり

9 電気ショック 1 回

10 その後胸骨圧迫から
心肺蘇生を再開

必要なし

10 その後胸骨圧迫から
心肺蘇生を再開

11 繰り返し

救急隊に引き継ぐまで、または傷病者が目を開けたり、普段通りの呼吸が出現するまで心肺蘇生を続ける

高知県救急救命講習普及推進事業　「改定 4 版　応急手当講習テキスト」に基づき作成

大規模地震関係

学校の立地条件

標高　約０.５～１ｍ　　海岸からの距離　約１０００ｍ
（校舎４Ｆ１０ｍ、屋上１４ｍ）

大規模地震が発生

＜ 想　定 ＞
震度　７
津波による浸水　３～５ｍ
津波到達時間　４０分
（３０ｃｍの浸水で避難困難）
学校周辺地域は埋立地のため液状化の危険性

避難経路・避難場所

最寄りの校舎（1 号館・2 号館・情報棟の３・４F、及び屋上）

備蓄品保管場所

※　備蓄品目詳細は避難所対応マニュアル参照

２号館４FCAD準備室、体育館３Ｆギャラリー

大規模地震等の対応に関する通学路状況調査・生徒引渡し情報調査

（保護者と生徒が一緒になって話し合い、ご記入ください）　**※ホーム担任保管**

第　　学年　　科　　No　　氏名

1　自宅情報

自　宅　住　所		
自 宅 電 話 番 号		
緊　急 連絡先	保護者氏名	
	電 話 番 号	

2　通学情報（普段は自転車、雨天は電車・バスなど複数の経路がある場合は②へも記入）

①　時　　分頃発　自宅　　時　　分頃着　学校

②　時　　分頃発　自宅　　時　　分頃着　学校

※　記載例

①　７時３０分頃発　自宅 →（自転車 15 分）→ ○○駅（△△分岐（交差点））→（JR15 分）→ ○○駅（□□橋）→（徒歩 10 分）→ 学校　８時２０分頃着

上段に通学手段と時間を、下段にはどの道を通っているかわかる目印を記入してください。

3　通学中に地震が発生した場合の避難想定場所について、思い当たる場所を記入してください。

4　自宅で地震が発生した場合の、自宅以外の避難場所について記入してください。

5　生徒引渡し調査票（学校に登校している生徒は、大津波警報が発令された場合、解除まで学校が保護します。それ以外の保護者の対応についてご記入ください。）

※例：　車で迎えに行ける場合、職場（○○町△△）から学校に向かいます。（父）

誰が迎えに来られるかの調査です

優先順位	氏　名	続柄又は生徒との関係	住　　所
①			
②			
③			

生徒引き渡し管理票　　第　　年　　科

No	生徒氏名	現状	引き渡し情報						担当	備考
			月日	時間	引取り者	関係	避難予定場所	連絡先		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

生徒引き渡し管理票　　第　　年　　科

No	生徒氏名	現状	引き渡し情報						担当	備考
			月日	時間	引取り者	関係	避難予定場所	連絡先		
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35										
36										
37										
38										
39										
40										

指揮系統

連絡順位	役　職
1	校　長
2	副 校 長
3	教　頭
4	主幹教諭
5	事 務 長
6	教務主任
7	生徒指導主事
8	総務主任
9	補導専任

勤務時間外防災対応連絡順位

連絡順位	役　職
1	校　長
2	副 校 長
3	教　頭
4	主幹教諭
5	事 務 長
6	教務主任
7	生徒指導主事
8	総務主任
9	補導専任

対策本部の設置

（対策本部員はその他校長が認めた者）

対策本部	役　職
本 部 長	校　長
副本部長	副 校 長 全日・定時教頭 事 務 長
対策本部員	主幹教諭
	安全衛生管理者
	教務主任
	生徒指導主事
	総務主任
	補導専任

事故・災害等における役割分担

	役　割	分掌等
自然災害	生徒対応班	授業担当・ホーム担任
	避難誘導班	各科・各学年団
	安否確認班	学年主任
	救護班	生徒指導部
	救急医療班	養護教諭・人権教育部 （定時制はこころの相談部）
	保護者対応班	副本部長・ホーム担任
事件被害	不審者対応班	生徒指導部
	生徒対応班	授業担当・ホーム担任
	避難誘導班	各科・各学年団
	安否確認班	ホーム担任・学年主任
	救急医療班	養護教諭・人権教育部 （定時制はこころの相談部）
	保護者対応班	副本部長・ホーム担任
健康被害	救急医療班	養護教諭・人権教育部 （定時制はこころの相談部）
	環境衛生班	養護教諭・保健体育科
	保護者対応班	副本部長・ホーム担任
避難所としての対応	施設等開放区域の明示	教務部（全日制） 教務部・生徒指導部（定時制）
	避難者誘導	進路指導部
	救援物資の調達配給	教務部
	衛生環境の整備	養護教諭・人権教育部 （定時制はこころの相談部）
	仮設テントの設置	生徒指導部
	避難所運営組織づくり支援	総務部
	ボランティアの受け入れ	事務部（全日制） 進路指導部（定時制）
	炊き出しへの協力	生徒指導部
	避難者の名簿作り	進学指導部（全日制） 総務部（定時制）
	情報連絡活動	企画・情報部（全日制） 事務部（定時制）
	自主防災組織への移行	総務部
火災	移動	授業担当・ホーム担任
	誘導	各科・各学年団
	救護	養護教諭・ホーム担任以外
	人員点呼	ホーム担任

休日・夜間の震災時における参集体制

配備体制	配備基準
第１配備 警戒態勢	津波注意報が発表
第２配備 厳重警態勢 必要に応じ、災害対策本部設置	震度４の地震が高知県中部で発生
	津波警報が発表
第３配備 災害対策本部設置	震度５弱の地震が高知県中部で発生 **注３**
	震度５強の地震が高知県中部で発生
	大津波警報が発表

注１　学校への参集については、本人の身の安全を第一に考えた行動での参集をすること
注２　原則として全員が勤務校に参集するが、それが不可能な場合は、最寄りの参集場所（事前調査で記入した場所）に参集する。
注３　管理職・運営委員・専門学科長

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る県立学校の当面の対応について

１　Ｊアラートが鳴った時の対応避難行動について　　※ Ｊアラート：全国瞬時警報システム

☆【弾道ミサイル落下時の行動について】(裏面)に基づき、各自が身を守るための避難行動をとる。

速やかな避難行動(例)

＜屋外にいる場合＞

→ 近くの(できるだけ頑丈な)建物の中や地下などに避難する。

→ 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部・身体を守る。

(車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。)

＜屋内にいる場合＞

→ 窓から離れるか、窓のない部屋へ移動する。

※ 近くにミサイルが着弾した場合

＜屋外にいる場合＞

→ 口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。

＜屋内にいる場合＞

→ 換気扇を止め、窓を閉め、室内を密閉する。

正確かつ迅速な情報収集等

○ テレビ・ラジオ・ インターネット等を通して、情報収集に努めるとともに、行政からの指示等に従って、落ち着いて行動する。

○ 万が一、落下物らしき物を発見した場合には、決して近寄らず、警察や消防等に通報する。

２　ミサイルが発射された時の学校運営（基本的な対応）について

（１） Ｊアラートが鳴った場合（高知県がミサイル飛行エリアの影響内にある場合）

第１報

「ミサイル発射情報・避難の呼び掛け」があれば、すぐに避難行動をとり、安全を確保する。

第２報

① 「ミサイル通過」または「〇〇海に落下（日本の領海外の海域)」との情報が流れた場合には、通常の学校教育活動を行う。

② 「ミサイル落下の可能性情報・直ちに避難の呼び掛け」があれば、引き続き安全を確保する。

第３報

日本のいずれかの地域（日本の領土・領海）に落下したとの情報があった場合には、通常の学校教育活動を停止する。以後、続報に留意する。

① 始業時間前に発生した場合は、臨時休業（臨時休校）とする。

② 学校教育活動中（授業や部活動中など）に発生した場合には、直ちに活動を中止し、安全を確保する。下校等については、校長が県教育委員会と協議し、判断する。

③ 万が一、近隣に落下した場合には、児童生徒・教職員の安否確認と被害状況を把握し、県教育委員会に報告し、その後の学校教育活動の再開については、県教育委員会の指示による。

（２）Ｊアラートが鳴らなかった場合（高知県がミサイル飛行エリアの影響外にある場合）

① 通常の学校教育活動を行う。

② 日本の領土・領海に落下した場合には、県教育委員会の指示による。

３　学校運営に関する連絡は本校HPを用いる。また、状況により電話やメール連絡網その他により行う。